

通学路等における子供の安全確保のための地域住民等に対する効果的な不審者情報等の提供について

令和6年3月15日
生活安全部長から
各所属長あて

通学路等における子供の安全確保のための不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。）の提供については、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について」（令和6年3月15日付け警察本部長通達）等により実施してきたところ、運用に当たって留意すべき事項として、

- 発生場所に関する具体的な情報の提供
- 受け手の自主防犯行動に資する情報の提供
- 検挙又は指導・警告措置等に関する情報の提供
- 個人のプライバシー等への配慮事項
- 不審者情報等に係る事案の情勢に関する共有
- 電子メールによる情報提供の推進
- 不審者情報等に係る事案の通報

等について示し、適時適切な措置が講じられるように指示した。